仕 様 書

(令和7年度那覇市公立こども園職員等検便業務委託)

1 検査項目

- (1) 腸管出血性大腸菌検査〇-157及び腸内細菌検査(赤痢菌・サルモネラ菌等)
- (2) ノロウイルス検査(イムノクロマト法)

2 検査対象者及び検査回数(※対象者数は、変動する場合があります。)

(1) 腸管出血性大腸菌検査 〇-157及び腸内細菌検査(赤痢菌・サルモネラ菌等)

・公立みらいこども園4園(保育教諭・用務員等) 合計38人×月1回×12月

・こども発達支援センター (用務員等) 合計 1人×月1回×12月

・給食センター (栄養士・調理員等) 合計 28 人×月 2 回×12 月

- ・こども誰でも通園施設 (3(2)の回収場所6,7に配置予定) 合計 4人×月1回×12月(各園2名づつ予定)
- (2) ノロウイルス検査
 - ・給食センター (栄養士・調理員等) 合計 28 人×月1回×6月 (10 月~3 月)

3 回収について

(1) 回収日

こども園・こども発達支援センターについては原則として毎月第1週の特定の曜日。ただし、4月は第2週、3月は第3週にするなど市と相談のうえ決定することとする。

給食センターについては原則として、毎月第1週・第3週の特定の曜日。ノロウイルス検査については10月~3月の月1回の実施とし、原則として毎月第1週の特定の曜日を回収日とする。

(2) 回収場所 次の8ヵ所とする。

| | 施 設 名 | 所在地・TEL | | 請求書等送付先 |
|---|-----------------|------------------|--------------|---|
| 1 | 那覇市立こども園東給食センター | 那覇市与儀 2-10-20 | 098-854-9404 | ・こども政策課(みらいこども園・給食センター) ・こども教育保育課(こども誰でも通園施設) (那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所3階) |
| 2 | 那覇市立こども園西給食センター | 那覇市楚辺 2−1−1 | 098-854-5270 | |
| 3 | 天久みらいこども園 | 那覇市天久 1-4-1 | 098-917-3338 | |
| 4 | 大道みらいこども園 | 那覇市字大道 146 番地 1 | 098-884-5769 | |
| 5 | 宇栄原みらいこども園 | 那覇市宇栄原 4-17-10 | 098-857-0483 | |
| 6 | 久場川みらいこども園 | 那覇市首里久場川 2-18-10 | 098-886-8042 | |
| 7 | 壷川こども園(予定) | 那覇市牧志 3-14-12 | 098-863-4070 | |
| 8 | こども発達支援センター | 那覇市鏡原 10-40 | 098-858-5206 | こども発達支援セン ター (那覇市鏡原 10-40) |

- (3) 回収時間 市と受託者協議のうえ決定する。
- (4) 指定日の回収日に提出できない場合は、本人が検査機関へ届けるか又は郵送により提出するものとする。(ただし、回収日から1週間以内とする)
- (5) 回収費用は受注者の負担とする。

4 検査結果

- (1) 検査結果に異常があった場合は、直ちに所属の各施設長に連絡し、指導にあたること。
- (2) 検査結果一覧名簿(内容)、見積書、請求書について、こども発達支援センター、こども教育保育課、こども政策課へ、

それぞれ1ヶ月分をまとめて提出すること。(こども政策課:上記施設名番号1~6、こども教育保育課 6、7、こども発達支援センター8)

(3) 検査結果を各施設長に提出すること (郵送可)。

5 その他

- (1) 業務は、環境に配慮して実施すること。特に医療廃棄物に関しては法を遵守し、適正に処理すること。
- (2) みらいこども園は3月の検査対象者数が増えることが想定されるため、2月に予備の検査容器を多めに配布すること。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合は、市と受託業者間で協議のうえ対応を定めることとする。